

[地域モデル住宅分譲要項]

[鳥取市鹿野町湯川住宅団地]

一般財団法人鳥取開発公社

平成29年3月

鳥取市鹿野町湯川住宅団地 地域モデル住宅分譲要項

(目的)

第1条 この要項は、平成20年度鳥取市地域住宅モデル普及推進事業の事業実施期間満了に伴い、地域の環境と調和のとれた各施設を販売することにより、鳥取市鹿野町湯川住宅団地の活性化と一般財団法人鳥取開発公社（以下、公社）の業務を達成することに必要な事項を定めることを目的とする。

(分譲希望者の公募)

第2条 公社は、第1条に定める目的に添って広く一般より公募する。

2 公募の期間は、つぎのとおりとする。

第1次募集 平成29年4月10日（月）午前9時から
4月28日（金）午後5時まで

* 上記募集期間終了後は、随時受付ける。

(建物分譲価格)

第3条 建物の分譲価格はつぎのとおりとする。

- ・ 10区画 ・ ・ 11,064,000円〔消費税含む〕
- ・ 11区画 ・ ・ 11,113,200円〔消費税含む〕
- ・ 12区画 ・ ・ 11,194,300円〔消費税含む〕
- ・ 28区画 ・ ・ 11,051,100円〔消費税含む〕
- ・ 29区画 ・ ・ 11,031,300円〔消費税含む〕
- ・ 30区画 ・ ・ 11,028,700円〔消費税含む〕
- ・ 31区画 ・ ・ 10,995,000円〔消費税含む〕

* 別途、土地売買契約、鳥取市定期借地権土地制度契約締結が必要。

(分譲申込者の資格等)

第4条 分譲申込みをしようとする者は、つぎの条件を満たすものでなければならない。

- (1) 自らが居住又は使用するための宅地、建物を必要とする者。
- (2) 二等親内の親族に対し居住する宅地、建物を提供しようとする者。
- (3) その他、土地開発公社、または鳥取市が別に定める基準によるものとする。

〔鳥取市鹿野町湯川住宅団地分譲要項〔鳥取市土地開発公社〕〕

〔鳥取市鹿野町湯川住宅団地定期借地権付土地要領〔鳥取市〕〕

(分譲の申込み及び決定)

第5条 建物を購入しようとする者は、鳥取市鹿野町湯川住宅団地地域モデル住宅分譲申込書(様式第1号)に必要書類を添付し、公社に提出をしなければならない。

2 鳥取市鹿野町湯川住宅団地地域モデル住宅分譲申込書を提出する際には鳥取市土地開発公社湯川住宅団地分譲申込書、または鳥取市定期借地申込書のどちらかに必要書類を添付し、併せて提出するものとする。ただし、第1次募集時には第5条第1項の申込書のみ提出とする。

[申込書提出先]

モデル住宅分譲申込書 . . . 一般財団法人鳥取開発公社
土地分譲・定借申込書 . . . 各分譲要項等による。

3 住宅販売会社等の営利を目的とする者は申込を行うことができない。

4 申込は1人1施設を原則とする。

5 分譲希望者より提出のあった申込書の審査を行い、第4条の条件を満たす者に決定を行う。分譲決定者に対する通知は分譲決定通知書により行うものとする。

6 分譲希望施設に複数の申込者の申込みがあった場合は抽選を行うこととする。抽選方法等については、公社で定め申込者に通知するものとする。

* 抽選日時 平成29年5月21日(日)午前10時～
場 所 鳥取市西町2丁目311番地 鳥取市福祉文化会館会議室

(分譲契約の締結等)

第6条 購入予定者は分譲決定通知書受理後、14日以内に分譲契約等の手続きをしなければならない。分譲契約等の手続きは各分譲要項等に基づき行うものとする。

[契約先]

モデル住宅分譲契約 . . . 一般財団法人鳥取開発公社
土地分譲・定借契約等 . . . 各分譲要項等による。

* 契約方法等については別途指定する。

(購入代金の納入)

第7条 購入者は、つぎのとおり購入代金等を支払わなければならない。

【支払先】

モデル住宅代金 . . . 一般財団法人鳥取開発公社
土地・定借代金 . . . 各分譲要項等による。

* 支払い方法等については別途指定する。

(所有権移転登記及び建物の引渡し)

第8条 社は、購入代金の受領を確認した後、速やかに所有権移転登記を行い、建物購入者に引き渡すものとする。土地の引渡については、各分譲要項により引渡を行うものとする。

(契約印紙及び登録免許税)

第9条 契約に必要な印紙代は双方が負担し、登記に必要な登録免許税等は購入者が負担するものとする。

(分譲決定の取消)

第10条 社は、購入者が第6条及び第7条の規定に違反した場合は分譲決定及び分譲契約を取り消すことができる。

2 決定の取消及び契約の取消通知は分譲決定取消(契約解除)通知書により行うものとする。

(申込の辞退)

第11条 社が分譲者を決定する日までに、宅地、建物の購入申込を辞退するときは、各申込み先に申込辞退届等を提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年3月18日から適用する。